

下鎌田小学校・下鎌田西小学校 統合・改築に関するQ & A

(令和2年12月18日時点)

【統合に関すること】

Q 1 . なぜ児童数 800 人を超える統合を行うのですか。

A 1 . 区では、児童・生徒にとって望ましい学習環境の確保のために区立小・中学校の適正配置に取り組んでいます。学校適正配置の対象校選定にあたり、3つの基準に従い検討しています。1つ目は、学級規模が12学級を下回っている学校、もしくは将来的に下回る見込みがある場合、2つ目は、学校配置で著しく近接する学校、3つ目は、都市計画道路等のまちづくり事業などにより、児童・生徒数が変動する可能性がある学校です。下鎌田小と下鎌田西小は著しく近接していることと、施設の老朽化、将来の人口推計を見据え、適正な教育環境を確保していくために統合を行います。

Q 2 . コロナ禍の中で統合を急ぐ必要があるのですか。

A 2 . 校舎の老朽化や両校の近接配置の観点などについて以前から検討を進めてきた中で、両校の統合と改築についての方針を決定しました。今後、新型コロナウイルスの感染状況による影響も生じる懸念はありますが、引き続き状況を注視しつつ、現時点で進められることについて順次取り組んでまいりたいと考えております。

Q 3 . 下鎌田小学校を単独で改築したほうが良いのではないですか。

A 3 . 両校の統合・改築は、両小学校の近接配置の観点と下鎌田小学校校舎の老朽化、将来の人口推計を見据え統合と改築を同時に行うものです。単独で建て替えする場合、校庭面積が狭くなる、場合によっては、必要な校庭面積を確保できなくなるなどの影響があります。さらに同一敷地内での工事では、大きな騒音や振動があるなど学習環境に影響が出ることも想定されます。

Q 4 . 統合・改築スケジュールが遅れることはあるのですか。

A 4 . 提示したスケジュールに沿って進めていきます。不測の事態により、スケジュールが遅れる場合には、保護者説明会を開催し、理由や変更内容等を説明いたします。

Q 5 . 児童・学級数の推計はどのように算出しているのか。

A 5 . 現在通学区域内の住んでいる0~5歳児の人数に入学率(直近で対象の学校に実際に入学している比率)を掛け合わせて算出しています。

Q 6 . 統合後の教員の配置はどうなるのですか。

A 6 . 区立学校の教員は、東京都によって配置されています。統合にあたっては、教員個々の諸事情、統合校の状況等を考慮して配置されます。

Q 7 . 統合後の校名や校章、校歌はどうなるのですか。

A 7 . 校名や校章、校歌については、今後の合同会議で検討を行います。合同会議で検討されたことは、区ホームページなどで適宜お知らせいたします。

Q 8 . 統合後の学童・すくすくスクールの運営についてどう考えているのか。

A 8 . 両校のすくすくスクールの状況を調査し、すくすくスクールの居室や遊び場を計画します。

【改築に関すること】

Q 1 . 校庭は今より広くなるのか。

A 1 . プールを屋上に上げ、屋内運動場を校舎内へ取り込むことにより、今より広くなるように計画します。

Q 2 . 改築工事中は運動場などのスペースが狭くなるので大変ではないか。

A 2 . 令和5年度の統合時に向けて、下鎌田西小学校南側の約3,000㎡の公園予定地を利用できるよう整備を予定しています。工事期間中も子どもたちが安全に快適に過ごす配慮を行ってまいります。

Q 3 . 校庭整備は新校舎建設時と同時に進められないのですか。

A 3 . 新校舎建設時は工事のためにグラウンドの一部を使用します。また、校庭整備の際はグラウンドの水はけを考慮した工事を校庭全体に対して行うため、新校舎建設と同時進行は難しいと考えています。

Q 4 . 既存校舎にはアスベストの含有があるのですか。

A 4 . 含有している可能性もありますので、校舎解体時には必ずアスベスト調査を行い、校舎のどの部分にどの程度含有しているのか確認します。解体時は、各種法令に基づき対策し、工事を行います。

Q 5 . 仮設校舎は下鎌田小学校敷地内のどこに建設を予定していますか。

A 5 . 仮設校舎は現敷地の南西に建設を予定しています。学校運営への影響が最小限で済むように今後具体的に検討してまいります。

Q 6 . 仮設校舎の生活環境は現校舎と同様なものなのですか。

A 6 . 教室には冷暖房を設置し、また、トイレや水道も児童数に応じた必要数を算出したうえで設置するなど、現校舎と変わらない環境を整備します。

- Q 7. 仮設校舎建設中の振動・騒音対策はされるのか。
- A 7. 工事中に振動・騒音は発生しますが、最小限に抑えられるように工事業者と事前に対策を検討し、工事を進めていきます。
- Q 8. 仮設校舎の利用期間中、体育や運動会はどこで行うのですか。
- A 8. 改築工事・校庭整備中の令和 5～7 年度の運動会については近隣の小・中学校と調整し、校庭を借りて実施する予定です。
- Q 9. 校庭代替地での体育の授業は、着替えや移動を考えると時間が減ると思うが、十分な授業時間は確保できるのか。
- A 9. 授業の組み方は学校と相談のうえ進めていきます。他校の例では、徒歩圏内で代替地を確保できない場合はマイクロバスを利用して移動時間の短縮を図っています。
- Q 10. 下鎌田西小の南側の公園予定地は、仮設校舎運営期間中のみの利用なのか。
- A 10. 令和 7 年度の校庭整備期間中までの予定です。公園予定地ですので、学校敷地内に取り込む予定はありません。
- Q 11. 校舎内の卒業制作があるが、どのような対応をするのか。また、過去の改築の際はどのような対応をしたのか。
- A 11. 今までの改築校では、まず可能な限り移設を行う方針で検討します。現実的には全て移設することが難しいため、移設の可否などを検討し、移設ができないものは写真で保存するケースもあります。
- Q 12. 仮設校舎建設中は学校開放の利用は可能なのか。
- A 12. 工事ヤードの確保により、校庭利用可能面積が狭くなるため、建設中は利用できない可能性があります。一部利用可能であったとしても制限がかかる場合もありますので、担当の教育推進課と協議のうえ対応します。
- Q 13. 仮設校舎の建設開始時期を子どもたちが学校を利用していない夏休み中に前倒しできないか。
- A 13. 業者との契約や設計期間を含め、建設開始時期を令和 4 年秋頃としています。少しでも前倒しできるように検討します。

【通学区域に関すること】

Q 1. なぜ通学区域の変更を行うのですか。

A 1. 通学区域の変更は、安定した学校運営と適正な学習環境を確保するために、原則学校規模の適正化のために行っています。

Q 2. 通学区域変更に伴って、今の下鎌田小学校・下鎌田西小学校の子どもたちが別の学校に転校しなければならない場合はあるのか。

A 2. 通学区域変更に伴い、現在通っている児童に転校をお願いすることはありません。令和 5 年 4 月以降に入学する児童は、変更後の学校に通っていただくことになります。

Q 3. 兄姉が下鎌田小学校に通っており、下の子が統合時に 1 年生として入学する場合、通学区域外であっても統合校に通うことができるか。

A 3. 兄姉が入学時に在学している場合、指定校変更が適用され、入学することが可能です。

【その他の事項に関すること】

Q 1. 避難所の機能はどうなるのですか。

A 2. 統合改築後も建物が使用できる間は、避難所として利用可能です。改築期間中の災害時は最寄りの避難所(小中学校)に避難いただくことになります。なお、改築に伴い防災機能の向上も図り、避難物資の必要数の準備なども併せて行います。

Q 2. 下鎌田小学校の後利用は決まっているのですか。

A 2. 現時点では決まっておりません。今年度から後利用については、新庁舎・大型施設建設推進室という部署で具体的な検討をしております。

Q 3. 将来的に 30 人学級になっていくのですか。

A 3. 文部科学省が 30 人学級の実現に向けての方針を検討していますが、今後の国、都の動向や児童数の減少、学校統合の状況を注視しつつ、検討していく必要があると認識しています。